

岩手県告示第521号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和4年9月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 陸前高田市内（国道45号）
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年8月17日から同年12月20日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量、地形測量及び路線測量